

相模原市指定管理者の指定の手續等に関する規則

平成17年6月30日規則第55号

改正 平成19年3月30日規則第103号

平成20年3月31日規則第33号

平成20年11月30日規則第88号

平成23年12月26日規則第79号

平成25年3月29日規則第60号

令和3年1月29日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、公の施設の設置条例の規定に基づき、指定管理者の指定の申請の資格、手續等について、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請に係る告知)

第2条 市長は、指定管理者を公募しようとするときは、指定管理者の指定の申請(以下「申請」という。)に係る告知を、申請の受付期間の始期の10日前までに、相模原市公告式条例(昭和25年相模原市条例第24号)第2条第2項に規定する掲示場への公告その他適当と認める方法により行うものとする。

2 前項の告知には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設(以下「施設」という。)の概要

(2) 指定管理者に管理を行わせる期間

(3) 指定管理者が行う業務(以下「業務」という。)の範囲

(4) 指定管理者の指定を受けようとするものに必要な資格

(5) 指定管理者の選考の基準

(6) 申請の受付期間及び受付場所

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(申請の期間)

第3条 申請の受付期間は、1月を下らない範囲内で市長が定める期間とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、当該受付期間を1月未満とすることができる。

(申請の資格)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、申請をすることができない。

(1) 破産者で復権を得ないもの

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により本市における入札参加を制限されているもの

(3) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しないもの

(4) 国税及び地方税(特別徴収税額納入金を含む。)を滞納しているもの

(5) その役員について、法第92条の2及び第142条(法第166条第2項において準用する場合を含む。)の規定中「当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人」とあるのは「当該普通地方公共団体において指定管理者の業務を行う団体(法人を除く。)の代表者その他役員」と、法第180条の5第6項の規定中「当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人」とあるのは「当該普通地方公共団体において指定管理者の業務(その職務に関する場合に限る。)を行う団体(法人を除く。)の代表者その他役員」と読み替えてこれらの規定を適用した場合に、同規定に抵触するもの

(6) 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等並びに同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの

2 複数の団体が共同して構成するもの(以下「共同企業体」という。)について申請できることとする場合にあっては、当該共同企業体を構成するそれぞれの団体が前項各号のいずれかに該当する場合は、当該共同企業体は申請することができない。

(指定の申請)

第5条 申請をするもの(以下「申請者」という。)は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 施設の事業計画書

- (2) 業務に係る経費の収支予算書
 - (3) 登記事項証明書(法人の場合に限る。)
 - (4) 定款その他団体の目的、組織、業務の執行等を示す書類
 - (5) 法人税の確定申告を行っている場合にあっては申請の日を含む事業年度(以下「申請年度」という。)前3か年度に係る法人税の確定申告書の控えの写し並びに団体の損益計算書及び貸借対照表
 - (6) 前号に該当しない場合にあっては申請年度前3か年度に係る貸借対照表又は財産目録若しくはこれらに相当する書類及び損益計算書又は収支計算書若しくはこれらに相当する書類(申請年度に設立された団体にあつてはその設立時における貸借対照表又は財産目録)
 - (7) 申請年度の直前の事業年度の国税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
 - (8) 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)の氏名及び略歴を記載した書類
 - (9) 現に行っている事業の概略及び申請年度前3か年度に行っていた事業の概略を記載した書類(申請年度に設立された団体にあつては現に行っている事業の概略を記載した書類)
 - (10) 前条第1項第6号の該当性について神奈川県警察へ照会するための申請者の名称、主たる事務所の所在地並びに役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該申請者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)の氏名、住所、性別、生年月日及び役職名を記載した書類
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 共同企業体の場合にあっては、前項の指定管理者指定申請書並びに同項第1号及び第2号に掲げる書類については代表者となる団体が、同項第3号から第10号までに掲げる書類については構成するそれぞれの団体ごとに提出しなければならない。
- (指定管理者選考委員会の設置)

第6条 市長は、指定管理者として指定しようとするもの(以下「候補者」という。)を選考するため、指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置するものとする。ただし、施設の設置条例の規定に基づき、公募せず既に同種の施設の指定管理者として指定しているものを候補者として選考しようとする場合は、この限りでない。

2 選考委員会は、原則として施設を所管する部(部が置かれていない場合にあっては局)又は区役所ごとに設置するものとする。

3 選考委員会の委員は、市長が指名し、又は委嘱する。
(選考結果の通知)

第7条 市長は、候補者の選考を行ったときは、速やかに、その結果を指定管理者選定通知書により申請者に通知するものとする。
(指定管理者の指定)

第8条 市長は、選考した候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、指定管理者指定通知書により指定管理者の指定を行うものとする。
(管理に関する協定の締結)

第9条 市長は、指定管理者と次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

(1) 第5条第1項第1号の事業計画書の内容の遵守

(2) 指定管理者に支払う委託料の額及び支払方法

(3) 施設内の物品の所有権の帰属

(4) 施設及び物品等の損傷又は滅失に関する取扱い

(5) 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合における指定管理者に生じた損害についての本市の免責

(6) 業務を行うに当たり取り扱う個人情報の保護に関する必要な措置

(7) 業務で取り扱う情報を公開するための手続等に関する必要な措置

(8) 相模原市公契約条例(平成23年相模原市条例第29号)第11条の規定に基づく同条例の趣旨にのっとり労働環境の確保に必要な事項

(9) 相模原市暴力団排除条例第 4 条の規定に基づく本市が実施する暴力団排除
(同条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団排除をいう。以下同じ。)に関する施策
への指定管理者の協力に関する事項及び同条例第 9 条の規定に基づく指定管理
者が実施する施設の管理における暴力団排除に必要な事項

(1 0) 環境配慮事項の遵守

(1 1) 指定管理者の指定の期間が満了した場合及び指定管理者の指定の取消し
を受けた場合の文書等の引継ぎ及び施設等の原状回復に関する取扱い

(1 2) 前各号に掲げるもののほか、業務について必要となる事項
(指定管理者の名称の変更等の届出)

第 1 0 条 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名等に変
更があったときは、直ちに指定管理者名称等変更届に必要な書類を添付して、そ
の旨を市長に届け出なければならない。

(事業報告)

第 1 1 条 指定管理者は、法第 2 4 4 条の 2 第 7 項に規定する事業報告書を、毎年
度終了後 3 0 日以内に市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 業務の実施状況及び施設の利用状況

(2) 利用料金として収受させる場合にあってはその収受の実績

(3) 業務に係る経費の収支状況

(4) その他管理の実態を把握するために必要な事項

(指定の取消し)

第 1 2 条 市長は、法第 2 4 4 条の 2 第 1 1 項の規定により指定管理者の指定を取
り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、指定管理者指定取
消(停止)命令書により行うものとする。

(帳簿の備付)

第 1 3 条 指定管理者は、その指定を受けた施設に係る収支を明らかにした帳簿を
備え付け、整備し、5 年間保存しておかななければならない。

(様式)

第 1 4 条 この規則の規定により使用する書類の様式は、別に定める。

(委任)

第15条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第103号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第33号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年11月30日規則第88号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成23年12月26日規則第79号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年1月1日から施行する。ただし、第9条中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に2号を加える改正規定(同条第8号に係る部分に限る。)及び次項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第9条第8号の規定は、平成24年4月1日以後に指定管理者の指定の申請に係る告知を行う公の施設の管理について適用し、同日前に指定管理者の指定の申請に係る告知を行う公の施設の管理については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月29日規則第60号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和3年1月29日規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の相模原市準用河川規則、相模原市建築物における駐車施設の附置に関する条例施行規則、相模原市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則、相模原市長の資産等の公開に関する条例施

行規則、死体解剖保存法の施行に関する規則、相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則、都市計画法に基づく許可等の手続に関する規則、相模原市屋外広告物条例施行規則、土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則又は災害救助法の施行に関する規則の規定により定められた様式が残存するときは、それぞれ当該用紙が残存する間、所要の修正をして使用することができる。